

平成25年分の所得税の確定申告と、平成26年度の市県民税の申告を受付けます。本年は、浅井支所と北部振興局を主会場とします。6支所の相談会は日程が限られており、混雑が予想されますので、なるべく浅井支所会場と北部振興局会場をご利用ください。

なお、本年は新庁舎整備工事等により市役所東別館で開催することができません。ご不便をおかけしますがご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

所得税の申告が必要な人

◎サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人

- ①給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人
- ②2か所以上から給与を受けている人
- ③平成25年中の給与収入が、2千万円を超える人

◎農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、平成25年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人

市県民税の申告が必要な人

◎平成26年1月1日に市内に居住し、平成25年中に所得があった人

◎国民健康保険に加入している人(収入がなくても申告が必要です)

※遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人も申告が必要です。

※所得税の申告をした人は、市県民税の申告は不要です。

申告相談会場一覧

申告相談会場	開設日
浅井支所 (3階大会議室)	2月17日(月)～3月17日(月)
虎姫支所 (2階会議室)	2月17日(月)～2月19日(水)
湖北支所 (2階大会議室)	2月17日(月)～2月24日(月)
北部振興局 (2階第1・2会議室)	2月25日(火)～3月17日(月)
高月支所 (1階1-A会議室)	2月25日(火)～2月28日(金)
余呉支所 (やまなみセンター1階会議室)	3月3日(月)～3月5日(水)
びわ支所 (リウトプラザ1階視聴覚室)	3月6日(木)～3月10日(月)
西浅井支所 (1階会議室)	3月11日(火)～3月13日(木)

受付時間：8時30分～11時30分 13時～16時(土日は除く)
 ※申告等の相談は上記会場でのみ受け付けます

問合せ先

税務課市民税・国保グループ ☎65-6524
 北部振興局福祉生活課 ☎82-5901

浅井支所 ☎74-4352
 びわ支所 ☎72-5253
 虎姫支所 ☎73-4852
 湖北支所 ☎78-8301
 高月支所 ☎85-3113
 余呉支所 ☎86-3223
 西浅井支所 ☎89-1123

長浜税務署からのお知らせ

問 長浜税務署 ☎62-6144
 ※自動音声で案内します

◆サラリーマンや年金受給者のための還付申告

年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除および中途退職者に係る還付申告を次の会場で受け付けます。

還付申告の会場

会場	開催日
長浜市民交流センター (地福寺町) 車で来場の際は第2駐車場をご利用ください。	2月6日(木) 2月7日(金)
市役所湖北支所 2階大会議室	2月10日(月)
市役所浅井支所 3階大会議室	2月12日(水)

※パソコンを利用した申告書の作成を推進しています。
 ※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っていません。

【受付時間】いずれの会場も 9時30分～11時30分、13時～15時30分

申告すると市県民税の税額が変わる人

◎平成25年12月31日現在、しよがいの認定を受けている人

◎平成25年12月31日現在、寡婦(夫)控除の要件に該当する人

申告相談内容

医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関する申告。
 なお、株式譲渡および営業に関する申告は市では受付けません。税務署での申告をお願いします。

申告される皆さんへ

◆申告に必要なもの

- ①申告書(市税務課または税務署から送付された書類)
- ②印鑑
- ③源泉徴収票または給与支払証明書(原本に限る)
- ④公的年金などの源泉徴収票(原本に限る)
- ⑤事業所得(農業所得含む)や不動産所得などがある人は、「収支内訳書の添付が必要」です。所得の収支計算を行い、書類を作成してお越しください。(作成できない場合は受付できません)
- ⑥配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類
- ⑦生命保険などの各種支払証明書(原本に限る)
- ⑧国民年金保険料支払証明書または領収書(原本に限る)
- ⑨還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)

▼次に該当する人は持ち物を確認ください

- ①平成25年中に国民健康保険料等を納めた人は、市税務課から送付する「社会保障料払込証明書」
 - ②市の固定資産税を必要経費として申告する人は、固定資産税の課税明細書(課税明細書がないときは、市税務課、北部振興局、各支所福祉生活課で、固定資産課税台帳の写しを取寄せてください)
 - ③医療費控除を申告する人は、平成25年中に支払った医療費の総額を必ず計算しておいてください。(文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります)
- また、健康保険や生命保険などで補てんされた保険金などがあれば、補てんされた金額がわかるものを必ずお持ちください。
- (計算せずにお越しの場合は、「自身で計算」からの受付になりますので、ご留意ください)

※65歳以上で要介護認定を受けている環たきり、または重度の認知症の人は、特別障害者の「認定書」で特別障害者控除が受けられます。また、おむつ費用の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は「証明書類」で医療費控除が受けられます。

認定書、証明書類の発行については高齢福祉介護課 ☎65-7789へ問合せください。

行政 information
e-Taxで確定申告をされる人へ
電子証明書の取得・更新は市民課または北部振興局福祉生活課へ!
 問 市民課 ☎65-6511

2～3月は窓口が大変混み合いますので、早めに手続きしてください。

【取得・更新時の持ち物】

- ・住民基本台帳カード(住基カード)
- ・官公署発行の顔写真付き身分証明書で有効期限内のもの(運転免許証・パスポート・顔写真つき住基カード等)
- ・手数料 5000円

電子証明書取扱い窓口

市民課(本館1階)
 北部振興局福祉生活課

住基カードも同時に作れます

電子証明書の発行申請と同時に、住基カードの交付申請もできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。各窓口まで。

▶市HP <http://www.city.nagahama.shiga.jp>

e-Tax・電子証明書について詳しくは
 ○国税電子申告・納税システム(e-Tax) <http://www.e-tax.nta.go.jp>
 ○公的個人認証サービスポータルサイト <http://www.jpki.go.jp>

例年e-Taxを利用して確定申告をされている人へ
お持ちの電子証明書は有効ですか?

e-Taxに必要な電子証明書の有効期限は3年間です。お持ちの電子証明書が有効かどうかご確認ください。

【確認方法】

- ①e-Taxを利用しているパソコンを起動し、ICカードリーダーを接続
- ②電子証明書が格納された住基カードをICカードリーダーに挿入
- ③[スタート]→[すべてのプログラム]→[公的個人認証サービス]から[JPKI利用者ソフト]を起動
- ④[自分の証明書]をクリック

